西宮市地域クラブ「プレみやクラブ」募集要項

令和８年（2026 年）11 月５日

公益財団法人西宮スポーツセンター(プレみや統括団体)

西宮市・西宮市教育委員会

1 募集内容等

西宮の新たな地域クラブ活動「プレみや」において子どもたちの多様なニーズに応えるため、中学校施設を使用しないプレみやクラブを募集する。

⑴ 活動内容

『新たな地域クラブ活動「プレみや」の基本方針』（令和７年９月改定）（以下、「市基本方針」という）に沿って活動する地域クラブ「プレみやクラブ」として、各種活動に継続して親しむ機会を確保し、多様な体験機会を提供する。

⑵ 活動場所

原則として、西宮市内において「プレみやクラブ」が準備する。

※本募集では中学校施設利用は募集しておりません。

⑶ 参加対象

中学生をはじめ、希望する全ての地域住民

⑷ 定員

「プレみやクラブ」で任意設定

※定員の設定は任意であるが、一校区等に限定せず広く参加者の受け入れに努めること。

⑸ 会費

参加者や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲とし、可能な限り低額になるように努める。

⑹ 活動時間

「プレみやクラブ」で任意の設定とする。

※市基本方針に記載の活動時間を踏まえること。

⑺ 登録有効期間

審査結果通知日から令和９年３月 31 日まで

※登録更新手続きについては別途ご案内いたします。

⑻ 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている団体、個人等であること。

①「市基本方針」を遵守して活動を実施できる団体、個人等であること。

② 中学生をはじめ、定員の範囲内で参加を希望する地域住民の受け入れができること。

③ 参加者及び指導者等は、スポーツ安全保険など必要な保険（個人賠償責任保険を含む）に加入すること。

④ 登録団体、個人等の責任者及び指導者は 18 歳以上であること。（ただし高校生は不可）

⑤ 登録団体、個人等の責任者、指導者、スタッフについて、西宮市暴力団排除に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号）第 2 条 1 号から 3 号までのいずれにも該当しない者であること。

⑥ 統括団体主催の研修を必ず受講すること。

⑦ 活動においては、特定の政治・宗教を支持し、又はそれに反対する活動をしないこと。

⑧ 活動場所について、施設管理者等の定める利用条件等を確認し、「プレみや」の活動が可能であること。また、認可施設など、当該施設の用途に制約がある場合は、所管部署等に確認をすること。

2 申請および選定について

⑴ 申請

① 提出書類　『会則』　（様式 2）※任意様式でも可

『プレみや活動方針』　（様式 3）

『確認書』　（様式 4）

『チラシ』（任意の提出があった場合は、ホームページに掲載する。）

② 提出方法　電子メール（Ｅメールアドレス：puremiya2438@nsc-sports.jp）

⑵ 選定方法等

「市基本方針」に沿った活動が可能かどうか等の観点から書類審査を行い選定する。なお、必要に応じて電話連絡にて提出書類の内容について確認を求めることがある。選定結果の通知は、文書で通知するほか、審査に合格した団体、個人等についてはプレみや公式サイトで公表する。なお、選定結果に関する問い合わせには一切応じない。

3 その他

⑴ 提出書類は返却しない。

⑵ 市や統括団体は、「プレみやクラブ」決定の公表や、部活動の地域展開推進のため必要と認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できることとする。

⑶ 提出書類に虚偽の記載をした場合、応募を無効とするほか登録の取消し等必要な措置を講ずる。

⑷ 以降の募集では別途登録料、更新料がかかる場合がある。

⑸ 『プレみや活動方針』に記載いただいた内容は、個人情報を除いては、順次公開する予定であることから、公開を念頭に置いて作成すること。

⑹ 1 つの団体でも複数の活動を登録する場合には活動ごとに『プレみや活動方針』を作成して提出すること。活動内容や活動場所、男女別などにより、通常分かれて活動する場合は別々で作成、合同で活動（練習）する場合は 1 つの活動として作成すること。

⑺「プレみや」の活動は生徒が自由に選択して参加する活動であり、市や統括団体は広報に努めるが、生徒の参加者数や団体の運営について保証するものではない。

【提出先】

公益財団法人西宮スポーツセンター（プレみや統括団体）

Ｅメールアドレス： puremiya2438@nsc-sports.jp

【留意事項】

■ 国の認定制度への対応について（ご案内）

国の認定制度における「認定地域クラブ」とは、市の登録基準である「プレみやクラブ」とは異なり、非営利性などの国が定める基準（国基準）を満たし、市から正式に認定を受けたクラブを指します。

本市では、令和 8 年度は経過措置としてすべてのプレみやクラブについて認定を受けたものとみなしてまいりますが、令和 9 年度以降、国等の補助金の対象となるためには、国基準を満たし正式に認定を受ける必要があります。

本募集により「プレみやクラブ」に登録されたクラブにおかれましても、今後の国の認定制度への移行や補助金の活用を希望される場合は、以下の内容をご確認いただき、必要な手続きをご検討ください。

① 国の認定に向けた手続き・提出書類について

国の認定を希望するクラブは、本募集の登録手続きに加えて、追加の手続きや書類の提出が必要となります。指導者研修の受講、収支予算書の提出、国基準を網羅した規約の整備・認定申請など、必要な手続きの詳細や提出書類、様式等については、以下の西宮市認定手続き専用ホームページをご確認ください。

・西宮市プレみやクラブ認定手続き案内ページ
https://www.nishi.or.jp/bunka/tiikiclub/puremiya_dantai/7562805202608.html

② 令和 8 年 10 月 31 日以降プレみやクラブに登録された団体の注意事項について

・申請期限等について：全プレみやクラブ対象の初回一斉認定申請期限（令和 8 年 10 月 31 日）以降にプレみやクラブとして新規登録された団体におかれましても、随時、国の認定申請や必要書類の提出を受け付ける予定です。

■ 休日の地域クラブ活動費等の支援事業に係る補助金について

・本募集により新たに登録されたプレみやクラブは、令和 8 年度「休日の地域クラブ活動費等の支援事業」の補助対象には含まれません。

・令和 9 年度以降、本補助金の対象となるためには、国の基準を満たし、市から「認定地域クラブ」として認定を受ける必要があります。

・ただし、認定を受けることのみをもって補助金の交付が確約されるものではありません。補助金の交付を受けるためには、認定に加え、別途補助金の申請及び補助要件等を満たす必要があります。

・また来年度以降の補助制度の継続についても現時点では未定となりますのであらかじめご了承ください。

【留意事項に関する問い合わせ先】
西宮市文化スポーツ課
Ｅメールアドレス：k_shatai@nishi.or.jp